第7回教育委員会会議録

1日 時 平成29年7月26日(水) 開 会:14時30分

閉 会:15時50分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地 周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位		件名			
1	会議録署名委員の指名について				
2	報告第15号	周南市図書館協議会委員の委嘱について			
3	議案第24号	平成29年度周南市一般会計補正予算要求について			
4	議案第25号	周南市社会教育委員の委嘱について			
5	議案第26号	平成30年度使用周南市小学校「特別の教科道徳」教科用図書及び平成30年度使用			
		周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について			

7 委員会協議会 (1) 8月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について (報告者:教育政策課→生涯学習課→学校教育課) 教育長

ただ今から「平成29年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

審議に入ります前に、先ほど松田委員が、市長から辞令交付を受けられまして、本日付で再任ということになりました。つきましては、松田委員から一言よろしくお願いいたします。

松田委員

先ほど市長から辞令をいただきました。2期目になりますが、4年間、自分なりにしっかりやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。 本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんにお願いいたします。

2 | 報告第15号 周南市立図書館協議会委員の委嘱について

教育長 続いて日程第2、報告第15号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とい たします。

この件について、中央図書館から説明をお願いします。

中央図書館長 報告第15号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項に よるものでございます。

2ページをご覧ください。周南市立図書館協議会委員の委嘱につきましては、根拠法令といたしまして、図書館法第14条、第15条及び第16条、さらに、周南市立図書館条例第8条に基づいております。委嘱期間といたしましては、平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間となっております。委嘱委員につきましては、周南市立図書館条例第8条に定めておりますとおり、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」とありますことから、今回は公募委員2名を含む11名を選任しております。11名のうち新任が3名、他の8名につきましては再任、また、11名のうち女性の委員が5名となっております。新任の3名につきましては、委員名簿の2段目の中村浩様、下2段の公募委員の石丸泰子様と中村好徳様です。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第15号を承認といたします。

3 | 議案第24号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長 続いて日程第3、議案第24号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」を 議題といたします。

この件については、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長 学校給食課でございます。

議案第24号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。 議案書の3ページをお願いいたします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12項」 の規定に基づくものです。4ページをお願いします。

債務負担行為補正、「学校給食センター整備運営事業」に係る債務負担行為の追加でございますが、本事業をPFI事業として進めていくことに伴うもので、設定期間を平成29年度から平成46年度までとし、限度額を45億1841万8千円に、期間中の金利変動、物価変動等に伴う増減額を加算し、消費税及び地方消費税を加算した額とするものでございます。

この件につきましては、本日、別途配布いたしました議案第24号関係資料「学校給食センター整備運営事業、PFI事業について」により御説明申し上げます。多少長くなりますが、資料の方をお願いいたします。

まず、資料の1ページ目、これまでの経緯についてでございますが、

本市の学校給食センターは、平成20年7月に策定した「周南市学校給食センター建設基本計画」に基づき、栗屋・住吉・高尾・熊毛センターを順次整備し、現在、市内7センター体制で、一日約12,000食の給食を提供しています。

こうした中、築後35年以上が経過した徳山西・新南陽センターは、老朽化が著しく、一刻も早い代替施設の整備が必要な状況にありますので、これら2つの施設を統合し、その代替施設として「(仮称)西部地区学校給食センター」を整備するもので、この整備手法については、昨年度実施したPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ねる契約となる「PFI方式」で、諸準備を進めてまいりました。

次に2の事業の内容でございますが、市が所有する新南陽福川南町の約10,000平方メートルの用地に1日当たり最大4000食の新たな学校給食センターを整備し、下の表にあります、小学校9校、中学校5校を対象として学校給食の提供を行うものでございます。

事業方式といたしましては、事業者が施設を設計・建設し、完成後に施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営を行う、いわゆる「BTO方式」、「ビルド(建設)・トランスファー(所有権移転)・オペレート(管理運営)方式」で進めてまいります。

事業期間は、設計、建設が平成30年4月から平成32年3月までの2年間、開業準備が平成32年2月から3月の2箇月間、維持管理運営が平成32年4月から平成47年3月までの15年間でございます。

これらの経緯や事業の内容つきましては、これまで教育委員会での会議の中でも、ご説明させていただいてきたところであり、本事業をPFI方式として進めていくための市としての基本的な考え方をまとめた「実施方針」等については、6月23日に公表いたしたところでございます。

資料2ページ目をお願いいたします。

3の債務負担行為の概要につきましては、PFI事業者に対し、施設整備費及び新センター供用開始後の維持管理運営費等を支出するもので、この度の議案書にもある、

45億1841万8千円に金利変動、物価変動等に伴う増減額を加算し、消費税及び 地方消費税を加算した額とするものでございます。

次に4の事業費の内訳でございまして、ただ今申し上げました、45億1841万8千円 の内訳でございますが、 表中のPFI方式の、1の施設整備費14億8305万円、2の維持管理・運営費15年間分29億3265万円、3の契約相手方となる特別目的会社経費など、網掛け部分の支出費目であり、この合計が債務負担行為の計上額となります。

そして、支出計から収入計を引いた額が平成46年度まで17年間の財務負担となりますが、表の一番下の欄で現在価値に換算した額は、従来の市が直営で実施する方式では46億5465万円、一方、PFI方式で実施する場合は43億8225万円の積算額となり、2億7240万円の差額、率にして5.9パーセントの削減効果、「VFM」、いわゆるバリュー・フォー・マネーがあると判断されるものでございます。

資料3ページをお願いいたします。

5の積算の考え方として、前ページ表の事業費積算に当たっての考え方をお示ししたもので、延べ床面積の設定では、過年度のPFI導入可能性調査時には約2300平方メートルで積算したものでしたが、この度は約2000平方メートルに減少し、よりコンパクトな設計としたことや、従来方式の維持管理・運営費は、直近となる平成28年度の徳山西及び新南陽学校給食センターの決算額を参考に、より精査したもので積算いたしました。

この従来方式の積算額から、工事費や備品購入費などは内閣府の示す「PFI事業手続きマニュアル」に沿って、従来方式に10パーセントの削減率を見込んで算出した額がPFI方式の支出総額になります。

次に6の事業者の募集・選定についてでございます。

入札方法は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなく、維持管理・ 運営のサービス水準、技術力等を総合的に勘案し、落札者を決定する「総合評価一般競争入 札」で行うこととしており、これまでPFI方式で学校給食センターの整備運営を実施され てきた自治体の先行事例の多くがこの方法で事業者を選定されています。

事業者の選定に当たっては、学識経験者等で構成する「選定委員会」が審査を行い、選定 された最優秀提案を基に、市が落札者を決定いたします。

最後に、今後のスケジュールでございます。

議会での議決が前提ではありますが、8月7日には入札公告を行い、この時に「入札説明書」「事業契約書案」「落札決定基準」などの入札関係書類一式を配付いたしたいと考えておりております。その後、応募者からの質問・回答や、事業者選定に関する「選定委員会」を開催し、12月には落札者の決定及び公表をいたしたいと考えております。

そして、来年3月には、議会での議決をいただいたうえで、落札した事業者との契約締結 を予定しております。

なお、議案書に戻りまして、5ページの調書につきましては、平成29年度からの期間設 定ということで前年度末までの支出見込額はございません。

以上でございます。ご審査、ご決定のほど、よろしくお願いします。

教育長 はい、一気にご説明させていただきましたが、どんなことでもご質問ありましたらお願い します。

大野委員 説明をいただいたことについては特に質問はないのですが、契約を締結して履行している 最中に、例えば給食の質が途中で下がったとか、業者の母体の経営状態が悪くなったとか、 そういう時には取って代るようなことについての申し合わせみたいなものは考えていらっ しゃいますか。

学校給食課長 建設から運営まで、17年間の長期の契約になります。当然そのようなリスクも想定し

ておかないといけません。この件については、私ども、このPFIを進めていくに当たって、いろいろな専門的なアドバイスをいただくコンサルタント会社、こちらからアドバイスをいただきながら進めております。この給食センターの運営権に関しましては、このアドバイザーが引き続きモニタリングをしていくために、このアドバイザーと市がまた契約をして、供用開始後の給食の質についてもモニタリングを進めてまいります。そして、経営面、いわゆる財務状況につきましては、民間事業者がこの事業を進めていくためには銀行からの借入金というのも必要になってきます。その貸出した銀行と私ども市の方で協定を締結いたします。協定を締結して、貸し出しをした銀行の方で、この新しい特別目的会社の財務状況をより専門的な目で見ていただきますのでそういったことはないように事前にモニタリングしていくということでございます。そういったことを通しまして、当然あってはならないことではありますが、そういうことになる前にあらかじめモニタリングを進めていく、そういったことで、不測の事態に備えて、万全な体制を整えてまいりたいと考えております。

- 大野委員 監視体制はしっかりされるということですね。一番心配していることは、もし何かがあってしまった時に、向こうからごめんなさい、すみませんでしたと言うことはあっても、こちらから変えたくなるような理由とかがあった時に、そういったことができるような条文とか、契約の中に入れられているのでしょうか。
- 学校給食課長 契約の中で専門的な事も定めていくのですが、例えば、給食の質が落ちた場合、給食で食中毒を起こした場合、重大な異物を出した場合などマイナスの要因が重なるようであれば、契約に基づいて、それはペナルティとして減額していくという形で事業者の方にもペナルティを設けるということで、より高い意識をもってもらうという契約を考えております。そういっても、万が一のパターンも考えていかないといけません。そういったことが起きた場合は、あらかじめ定めておくのですが、「セカンドカンパニー」といいまして、学校給食を運営しているところが主になってやっていくのですが、もし万が一のことが起きた場合、「セカンドカンパニー」(第2の会社)とあらかじめ協定を結び、2重、3重の防衛策をとって、万全の策を期して進めてまいりたいと思います。

大野委員 それを聞いて安心しました、ありがとうございました。

教育長 その他にご質問はございませんか。

池永委員 選定委員会の件ですが、どれくらいの人数の学識経験者の方が選定委員会のメンバーに入るのでしょうか。おそらく名前は公表しないのでしょうが、人数的なところについては、どのような学識経験者が入られるとか公表されるのかどうか、お聞かせいただければでよいですが。

学校給食課長 選定委員会につきましては、2名の学識経験者を含め、8名の委員構成として既に組織している状況でございます。委員の公表につきましては、第1回目の選定委員会において協議した結果、事業者決定後に委員の名前を公表することにしております。やはり、事業者決定前に委員を公表することで、業者の方からの働きかけが各委員へあるということは避けたいということからこのような配慮とさせていただきます。

池永委員 わかりました。

教育長 その他何かご質問はございませんか。

松田委員 この補正の4、5ページの限度額なのですが、具体的な額は示されずにこのような表現で 記載されてますが、この表現の内容であればそれが限度額になるという解釈でよかったでしょうか。 学校給食課長 おっしゃるとおりでございます。17年間にわたる契約ということで、総額の予算を担保 した上で事業者を募集しないといけません。こういった事業を行うにはあらかじめ限度額 (上限額)という形で定めて、その範囲内で先ほど申し上げました総合評価、入札という 形になりますので、当然市としては低ければ低いほど助かるのですが。このように、あら かじめ上限額を設け、17年間の予算を担保したうえで、入札し事業者を決定するという 予算上の仕組みになっております。

ここにお示ししている金額以外に、金利が今後どう変動するかとか、物価がどう変動する 教育長 かとか、あるいは消費税がいつ10%になるのか、またそれ以上になるのかというのも含め て全く現状ではそれを推し量ることはできないので、お示しした金額を上限として、今申し 上げたところは実情に応じて加算していきますということですので、ここにお示しした金額 よりも増えていく可能性もあるということです。

他に何かご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 教育長 それでは、議案第24号を決定いたします。

議案第25号 周南市社会教育委員の委嘱について 4

教育長 続いて日程第4、議案第25号「周南市社会教育委員の委嘱について」を議題といたしま す。この件について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課です。議案第25号、周南市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたしま す。議案書は、6ページから7ページをご覧ください。

> 提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第14号 によるものでございます。

> 今回の委嘱は、7月31日をもって社会教育委員の任期が満了となることから、行うもので ございます。委嘱期間は、本年8月1日から平成31年7月31日までの2カ年となっており ます。7ページにお示しのとおり、11 名の方に委嘱をすることとしておりますが、この度、 古賀千恵子(こが ちえこ)委員、有國美恵子(ありくに みえこ)委員、村田真博(むらた まさ ひろ)委員、瀬田郁郎(せだいくお)委員の4名が退任され、あらたに「須々万幼稚園園長」 の坂本時宏(さかもと ときひろ)委員、「みつおずっと子どもがいるまちプロジェクト産業部 会部長」の長畠麻欣子(ながばたけ まきこ)委員、「鹿野ふるさと再発見実行委員会」の福本 勝(ふくもと まさる)委員、「民生委員児童委員協議会」の生村香代子(いきむら かよこ)委員 の4名の方に加わっていただくこととしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

この件についてご意見、ご質問がございませんか。 教育長 委員の男女比について教えてください。

5

生涯学習課長 女性が5名、男性が6名となっておりまして、女性の比率が45.5%となっております。 他にご質問はございませんか。 教育長

それでは、議案第25号を決定いたします。

議案第26号 平成30年度使用周南市小学校「特別の教科道徳」教科用図書及び平成30年度使 用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

教育長 続いて日程第5、議案第26号「平成30年度使用周南市小学校「特別の教科道徳」教科 用図書及び平成30年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」で ありますが、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定に より、秘密会とすることをお諮りいたします。

これより採決を行います。議案第26号について、秘密会にて審議することに賛成の委員 の挙手をお願いいたします。

(※出席委員4名全員が挙手)

ありがとうございます。それでは、議案26号を秘密会とすることに決定いたします。

【以下、非公開 ※会議録は別に作成】

教育長 それでは、議案第26号を決定いたします。 その他に何かありますか。よろしいですか。

それでは以上で、平成29年第7回教育委員会を終了します。

署名委員

松田	敬子	委員	
片山	研治	委員	